

○大蔵委員会

・内閣提出法律案（三件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院			衆議院			備考
2	平成二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案	衆	三、 二二、 六	委員会付託 三、 二二、 六	委員会議決 三、 二二、 一三	本会議議決 三、 二二、 一三	委員会付託 三、 二二、 六	委員会議決 三、 二二、 二	本会議議決 三、 二二、 二	
3	農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案	々	二二、 六	(予) 二二、 六	可決 二二、 一三	可決 二二、 一三	二二、 六	可決 二二、 二	可決 二二、 二	
4	日本開発銀行法の一部を改正する法律案	々	二二、 六	(予) 二二、 六	可決 二二、 一三	可決 二二、 一三	二二、 六	可決 二二、 二	可決 二二、 二	

平成二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する  
法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、歳入歳出の決算上の剰余金のうち二分の一を下らない金額を公債又は借入金償還財源に充てなければならぬこととして、平成二年度の剰余金については、これを適用しないこととするものである。

なお、平成二年度の剰余金は約九千九百八十三億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案は、平成二年度一般会計歳入歳出の決算上の剰余金について、その二分の一を下らない金額を、公債又は借入金償還財源に充てなければならぬと定めている財政法第六条第一項の規定を適用しないこととする特例を定めようとするものであります。

次に日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を資本

金及び準備金の合計額の十一倍から十二倍に引き上げようとするものであります。

次に、農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、平成三年度において暴風雨、低温等による水稲、りんご、園芸施設等の被害が異常に発生したことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、一般会計からの果樹勘定への繰入れ等を行うおうとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、近藤忠孝委員より平成二年度剰余金処理特例法案及び開銀法改正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終り、順次採決の結果、平成二年度剰余金処理特例法案及び開銀法改正案は、それぞれ多数をもって、農業共済再保険特会への繰入れ特例法案は、全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案（閣法第三号）

要旨

本法律案は、平成三年度補正予算に係るものであって、農業共済再保険特別会計の農業勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定において、異常被害により生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるため、次の措置を講じようとするものである。

一、平成三年度において、一般会計から二十五億六千六百二十万七千円を限り、同特別会計の果樹勘定に繰り入れることができることとする。同特別会計の農業勘定及び園芸施設勘定の積立金をそれぞれこれらの勘定の歳入に繰り入れることができることとする。

二、右の一般会計からの繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の果樹勘定において決算上の剰余が生じた場合において、同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り戻すこととする。

委員長報告

前ページ参照

日本開発銀行法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、最近の電力、都市開発、情報通信等の分野にかかる資金需要の増大にかんがみ、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、貸付けの原資となる借入れ等及び債券発行の限度額を資本金及び準備金の合計額の十一倍から十二倍に引き上げようとするものである。

委員長報告

前ページ参照